



地籍調査実施区域のおしらせ

☎ 農林課林政鳥獣対策係 (☎内線2618)

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地を調査、測量するものです。

また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。

実施区域および隣接する土地所有者の皆さんには、後ほど説明会の開催通知を送りますので、事業推進にご協力をお願いします。また、事前準備などのため実施区域とその周辺に、測量業者など関係者が立ち入ることがあります。あらかじめご承知おきください。



安中市松井田町坂本 坂本の一部1
(実施区域図を参照ください)

☎ 応募・申込方法
☎ 日程
☎ 時間
☎ 期間
☎ 会場・場所
☎ 対象・資格
☎ 内容
☎ 定員
☎ 電子メール
☎ 料金・費用
☎ 持ち参物
☎ 他その他



安中市農業委員会からのお知らせ

☎ 農農業委員会事務局 (☎内線1452)

■農地パトロール(利用状況調査)を実施します

「農地パトロール」は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握および発生防止・解消、また、農地の違反転用防止と早期発見を目的に、全国の農業委員会組織で統一して実施します。

期 7月～11月

対象農地 市内すべての農地

☎

①遊休農地および耕作者が不在または不在となる恐れがある農地の

把握

②農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認

③農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業による貸借権設定等農地の利用状況の確認

④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正

⑤営農型発電設備(太陽光パネルなど)の設置に係る下部農地における適切な営農状況の確認

☎ 実施にあたり、全国農業会議所の農地パトロール(利用状況調査)実施要領に準拠して調査を行い

す。草刈りや耕起などで農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

■農地を所有する人へ

農地の遊休化が進むと、害虫の温床や有害鳥獣のすみか、火災の発生源になる恐れがあり危険です。

また、ごみの不法投棄場所になることもあり、周辺の農地や住民に迷惑をかけることになるので、除草や草刈り、病虫害駆除などの農地の適正管理をお願いします。